

新たな地域内経済循環事業 概要

1. 目的

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた村内の事業者及び村民への支援として、明日香応援券（第七弾）を村内全世帯に配布し、村内の経済消費を喚起し、地域内経済の循環を図ります。

2. 使用期間

令和7年10月1日(水)～令和7年12月31日(水)

3. 配布対象

令和7年8月15日現在で明日香村の住民基本台帳に記載されている世帯主
(約2,220世帯)

4. 配布額面（予定）

一世帯あたり 10,000 円（共通券：1,000 円×5 枚綴り、専用券 1,000 円×5 枚綴り）

5. 配布方法

世帯主あてに明日香応援券を郵送します。なお、明日香応援券は再発行できませんので紛失等にご注意ください。

6. 使用方法等

登録している店舗等で、同一世帯の方が使用いただけます。また、一枚あたり 1,000 円以上の利用時のみ使用いただけます。（釣り銭はできません。）

※使用枚数の制限はありません。（1回につき複数枚使用可）

7. 使用できる店舗等

明日香応援券は、登録している村内の店舗等で使用できますので、明日香村ホームページ（9月下旬から順次掲載予定）または、告知用チラシでご確認ください。

※共通券：全ての登録店舗で使用可能

※専用券：コンビニエンスストア・大型スーパーマーケット を除く 登録店舗で使用可能

8. 使用条件

明日香応援券が使用できない商品等については、以下のとおりです。

- ① 出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金など）
- ② 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入

- ③ たばこ
- ④ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い
- ⑤ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に係る支払い
- ⑦ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑧ 応援券の交換または売買

9. 使用に係る留意事項

- ① 応援券は同一世帯の方が使用いただけます。同一世帯を除く第三者への譲渡、転売、換金は禁止します。
- ② 登録店舗において一枚あたり 1,000 円以上の購入・利用時に限り、使用いただけます。
- ③ 購入・利用後の返品はできません。
- ④ 釣り銭は発生いたしません。
- ⑤ 応援券の盗難・紛失または偽造、模造等に対して、発行者は責任を負いません。
- ⑥ 使用時には、応援券裏面に世帯主の署名をいただきます。
- ⑦ 配布対象者の要件に該当しないことが判明した場合は、配布済みの応援券を返還、又は応援券を使用した金額の返還をしていただきます。
- ⑧ 使用期限の過ぎた応援券 （第一弾・第二弾・第三弾・第四弾・第五弾・第六弾の応援券）は使用できませんので、ご注意下さい。

10. 取扱い店舗等の登録について

明日香応援券は、村が登録した村内の店舗等でしか取り扱いができませんので、明日香応援券の取り扱いを希望する事業者の方は、①「明日香応援券取扱・特定事業者登録申請書」、②「明日香応援券登録店舗 掲載内容確認書」を提出してください。登録した事業者には登録証明書を交付します。

【登録受付窓口】 明日香村商工会

【登録申請の期限】 随時受付 ＜受付時間：10：00～16：00（土日祝を除く）＞

※コンビニエンスストア・大型スーパーマーケットは「共通券」のみの取扱いとなります。

※令和 7 年 7 月 1 日(金)以前に登録申請：告知用チラシに掲載可能

令和 7 年 7 月 1 4 日(月)以降に登録申請：村ホームページ等で周知

11. 事業の周知・広報について

以下の方法で事業の周知・広報を実施します。

- ☆ 告知用チラシ（明日香応援券を全世帯に郵送時に同封。その他、役場等村内各所に掲出。）
- ☆ 広報あすか 7 月号にて事業者募集掲載

- ☆ 広報あすか 10 月号にてチラシ折込（応援券特別企画商品）
- ☆ 明日香村ホームページおよび明日香村商工会ホームページ
- ☆ 取扱い店舗ステッカー（告知用チラシと共に店内・事業所内にて掲出のご協力をお願いします。）

12. 明日香応援券の換金方法について

店舗等で使用された応援券の換金は以下のとおり行います。

- ① 応援券提出場所：明日香村商工会（高市郡明日香村島庄 5 番地 TEL：0744-54-2068）
- ② 提出受付時間：10：00～16：00（土日を除く）
- ③ 応援券提出方法：下記スケジュールをご確認の上、回収した応援券を上記提出場所にご提出ください。（※「共通券」・「専用券」それぞれの枚数が確認できるように、「共通券」の束・「専用券」の束に分けてお持ちいただくようご協力をお願いします。）
合計金額を確認した上で「明日香応援券受領書」を発行します。その際、請求時に必要とする印鑑、及び郵送しております特定事業者登録証明書を持参してください。受領書は役場より届出口座へ振込が完了するまでお手元にて保管してください。（振込者名「アスカムラカイケイカンリシャ」で下記入金日に振込予定）

④ 応援券換金のスケジュール

	応援券提出受付期間	届出口座への入金日
10 月末締め分	11 月 4 日（火）～10 日（月）	12 月 5 日（金）
11 月～12 月末締め分	1 月 6 日（火）～13 日（火）	2 月 16 日（月）

※昨年度以前に発行の応援券（第一弾・第二弾・第三弾・第四弾・第五弾・第六弾）の換金
はできません。

また、換金手続き期限の令和 8 年 1 月 13 日（火）を過ぎた手続きは致しかねますので
ご注意ください。

【明日香応援券に関する問合せ先】

(1) 事業全般に関すること

明日香村役場明日香産業課 （ 辻 ）

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橋 21 番地

TEL 0744-54- 9020 Fax 0744-54- 9030

(2) 取扱い店舗等に関すること

明日香村商工会

〒634-0112 奈良県高市郡明日香村大字島庄 5 番地

TEL 0744-54-2068 Fax 0744-54-4570 E-mail：asuka@kcn.jp